

びいず事務所便り

連絡先：〒466-0058
名古屋市昭和区白金 3-20-24-308
電話：052-881-0404
FAX：052-881-0440
e-mail: bunko.sato@b-z.jp



労使トラブル増加で「労働審判」申立件数が過去最高に

◆申立件数が過去最高に

最高裁判所が2009年における労働審判の申立件数を公表し、3,468件で過去最高となったことがわかりました。労働審判制度は2006年4月にスタートしましたが、4年で約4倍の伸びとなっています。

内容別の内訳では、「解雇等の地位確認」に関する申立てが1,701件、「賃金・手当」に関する申立てが1,059件、「退職金」に関する申立てが205件などとなっています。

◆背景に労使トラブルの増加

申立ての多くは労働者や退職者からのものですが、その背景には、不況下における雇用調整の実施、賃金の引下げなどに伴う労使トラブルの増加が挙げられます。

上場企業のうち、2008年秋以降に何らかの「雇用調整」を実施した企業は何と76.7%にのぼるといふ調査結果も出ています（労働政策研究・研修機構の発表）。雇用調整の具体的内容については、「新規採用の抑制」（53.2%）、「契約社員・パート労働者らの契約不更新」（52.0%）、「不採算部門の縮小、事務所の閉鎖」（45.6%）となっています。

◆労働審判制度の特徴

労働審判制度は、使用者と個々の労働者間の権利義務に関する紛争（個別労働関係紛争）について調停または審判を行う手続きで、裁判官1名と審判員2名からなる労働審判委員

会が、3回以内の期日で審理を行います。

労使双方が合意すれば「裁判上の和解」と同様の効力が生じ、異議申立てがなされれば民事訴訟の手続きへと移行します。

そして、「民事訴訟」や「あっせん」と比較した場合、労働審判には労働者にとって時間的・費用的なメリットが多いと言えます。

◆日頃の労務管理が大事

労使トラブルの増加傾向が続けば、今後も労働審判の申立件数は増えていくものと思われます。企業側としては、トラブルが発生しないように、また、トラブルが労働審判に持ち込まれないように、常日頃からしっかりとした労務管理を行っておくことが必要なのは言うまでもないことです。

◆状況によりあっせんも

対策を行っていたにもかかわらずトラブルになった場合、労働者がどこかへ駆け込む前に、第三者が行う機関での話し合いに持ち込むのも一方です。「社労士会 労働紛争解決センター愛知」では、職場のトラブル解決のためのあっせんを行っています。「簡単・早い・安い・安心」がセンター愛知のモットーです。佐藤はあっせん代理もできますし、同行して助言を行うこともできます。どうぞご相談ください。

メンタルヘルス不調者増加への対応

◆約6割の企業で「メンタル不調者が増加」

株式会社アドバンテッジリスクマネジメ

ントは、従業員 300 名以上の企業・団体の経営者・人事部長を対象とした「安心して働ける環境を創るための人材戦略に関するアンケート」の結果を発表しました。

この中で、「メンタル不調者が増加している」との回答は 58.7%に上りました。また、「メンタルヘルス対策の効果は不十分である」との回答は 61.2%、「今後メンタルヘルス対策を見直す必要がある」との回答は 74.4%でした。

◆労災請求件数も増加

6 月には厚生労働省から「脳・心臓疾患及び精神障害等に係る労災補償状況」が発表されていますが、2009 年度における精神障害等事案の労災補償状況については、請求件数 1,136 件（前年度比 22.5%増）、支給決定件数 234 件（同 13.0%減）となっています。

業種別では、請求件数については「医療、福祉」に分類される「社会保険・社会福祉・介護事業」が最も多く、支給決定件数については「建設業」に分類される「総合工事業」が最も多くありました。

年齢別では、請求件数、支給決定件数ともに「30～39 歳」が最も多くなっています。

◆メンタル不調者増加の要因は？

東京都産業労働局が発表した「中小規模事業所におけるメンタルヘルス対策に関する実態調査」（調査対象は従業員 10 人以上 300 人未満の事業所）によれば、事業所が考えるメンタル不調理由は、以下の通りとなっています。

- (1) 職場の人間関係 (46.2%)
- (2) 職場外の個人的な問題 (39.1%)
- (3) 仕事への不応 (39.1%)
- (4) 仕事の質の高さ (20.3%)
- (5) 仕事の量の多さ (19.3%)
- (6) 長時間労働 (12.2%)

◆職場としてメンタル不調者をどう考えるか

企業によって事情は様々でしょうが、上記

の結果からもわかる通り、メンタルヘルス不調者を出さないために、企業には、「職場の人間関係をいかに良好にするか」「従業員それぞれに対していかに上手に仕事を割り振るか」「長時間労働をいかになくすか」などの配慮・努力が求められると言えます。

政府による「失業者・求職者」支援対策

◆2011 年度から恒久措置に

政府・厚生労働省は、職業訓練に取り組む失業者に対して生活費を支給する「緊急人材育成・就職支援基金」（2010 年度までの時限措置）を昨年 7 月から実施していますが、2011 年度から恒久措置とし、支給する生活費を 10 万 5,000 円（現在は原則 10 万円）とする方針を示しました。

失業者の訓練対策費を手厚くして雇用の安全網を強化することが狙いで、予算は約 2,000 億円を見込んでいますが、政府全体で歳出を抑制する中、調整が難航する可能性も指摘されています。

◆基金事業の概要

この基金事業は、民主党が衆院選マニフェストで掲げた政策の 1 つであり、失業手当の切れた失業者や雇用保険の対象外である非正規労働者、自営業を廃業した人などを対象に、職業訓練を受けることを条件として月額 10 万円の生活費を支給するというものです。利用者は今年 7 月までに 10 万人を超えています。

現在の事業は 2010 年度末までの時限措置とされていますが、前述の通り、2011 年度から恒久措置にする方針が打ち出されました。

職業訓練を通じて介護や IT などに関する専門知識を身につけてもらい、また、給付費の上乗せによって、利用者を増やしていきたい考えです。

◆新たな失業者支援対策の検討

また、政府は 7 月下旬に、失業者の生活再建や就職を個別に支援する「パーソナル・サ

ポート・サービス」検討委員会の初会合を開きました。ここでは、住まいや仕事を失った人に対して専任担当者が相談に応じていく制度の創設を検討しており、2012年度からの本格実施を目指すとしています。

不況が長引き、失業者への一層の支援が必要となる中、政府は今後も様々な施策を検討していくものと思われます。

ハローワークを利用する求職者の満足度は？

◆初めて出口調査を実施

厚生労働省では、全国 99 のハローワークの窓口を利用した求職者に対し、ハローワークのサービスに関する要望・意見を聞く出口調査を初めて実施し、その結果を発表しました。

サービスについて「満足である」「まあ満足である」との回答は 83.8%でした、「待ち時間が長い」「求人票と実際の労働条件が違う場合がある」などの意見が寄せられました。

◆8割以上の利用者が「満足」

この調査は7月8日～7月13日に行われ、窓口利用者 5,977 人のうち 5,053 人から回答が得られました（回答率 84.5%）。

全体的な満足度は、5段階評価のうち「満足である」「まあ満足である」の合計が 83.8%で、「不満である」「どちらかと言えば不満である」の合計が 4.8%でした。

◆利用者からの意見

サービスの改善要望として利用者から寄せられた意見は、次の通りです。

- (1) 待ち時間の解消に関する意見 (95 所)
- (2) 就職支援に関する意見 (82 所)
 - ・年齢不問求人となっているが、企業に面接に行くと年齢で差別される。企業に対する指導をしてほしい。
 - ・求人票の条件と実際の労働条件が違う場合もある。
 - ・自分に合う求人を提示してほしいが、雇

用失業情勢の悪化のため求人が少ない。

- (3) 施設の拡充に関する意見 (78 所)
- (4) 職員の接遇に関する意見 (44 所)
- (5) 窓口サービスの周知・説明に関する意見 (32 所)

どうなる？ 新しい高齢者医療制度

◆約 1,400 万人が加入する後期高齢者医療制度

厚生労働省は、75 歳以上の人加入する「後期高齢者医療制度」に代わる、新たな高齢者医療制度の骨格を固めたそうです。

現在、約 1,400 万人が加入している後期高齢者医療制度は、2012 年度末に廃止とし、そのうち自営業者や無職の人など 8 割程度の方は、原則として市町村が運営する国民健康保険（国保）に、残りの 2 割程度を占める会社員やその扶養家族らは、勤務先の健康保険組合や協会けんぽなどに移行させるとしています。

◆後期高齢者医療制度への批判

後期高齢者医療制度がスタートしたのは 2008 年度で、75 歳以上をひとくくりとする仕組みのため、「年齢差別」との批判が強く、厚生労働省がこれに代わる新制度を検討してきました。

新制度の導入により 75 歳以上の人加入する際にも、現行の保険料の負担割合を維持するとしていますが、高齢者が集中する国保の財政悪化が予想され、支援策が検討されています。

◆新制度の基本的な骨格

新制度では、地域保険は国保に一本化するとしています。加入する制度を年齢で区分することなく、高齢のサラリーマンや被扶養者は被用者保険に、それ以外の方は国保に加入となります。国保に加入する高齢者については、都道府県ごとに標準保険料を定められています。

これにより、世帯主以外の高齢者は保険料

の納付義務がなくなることとなり、たとえ保険料負担が増えたとしても世帯全体で軽減判定が行われるので、負担増が解消されます。働いている高齢者については保険料を事業主と折半することになるので、扶養家族の保険料負担はなくなります。

◆今後の制度設計に注目

なお、2年ごとに保険料が上がる現行制度の仕組みは廃止とし、75歳以上が支払う保険料負担の増加率が現役世代を上回らないよう、都道府県ごとに設置する「財政安定化基金」を活用するとしています。

今後も増加が見込まれる医療費問題について、現行制度の反省を活かした制度設計ができるのかが注目されます。

「年金型生命保険」二重課税は違法

◆政府が所得税還付の方針を発表

死亡保険金を年金で受け取る生命保険について、「相続税と所得税の両方を課税するのは違法である」との最高裁判所の判決を受け、政府は、同種契約の生命保険で徴収しすぎた所得税を還付する方針を発表しました。

二重課税として税金が還付される対象商品や手続きについて関心が集まっているようです。

◆還付の対象商品、還付の手続き

今回問題となったのは、「年金払い特約付き生命保険」という、契約者と被保険者でもある夫が亡くなり、死亡保険金の受取人に指定されていた妻が死亡保険金を一時金や年金で受け取ることができるタイプの保険ですが、「こども保険」や「個人年金保険」と呼ばれるものと同様のタイプのため、税金が還付される対象となる可能性があります。

実際に還付を受けるためには、自分が年金形式で受け取った保険金が還付の対象になるかの確認をする必要がありますが、税務署の他、実際に年金から所得税を天引きした生命保険会社で確認することができます。

還付対象に該当すれば、税務署に対して課税の誤りの訂正を求める手続き(更正の請求)を行う必要があります。ただし、税務署に向いて手続きをしなければ税務署から還付されることはないので、注意が必要です。

ただ、国税庁は具体的にどの商品が還付の対象になるのかの判断基準をまだ公表していないため、確定的な回答は得にくい状況となっています。遅くとも年末までには具体的な還付の対象や手続きが国税庁のホームページ上で周知されるようです。

◆住民税や国民健康保険料などにも影響

所得税が変わると、住民税も還付される可能性が高くなります。住民税などの地方税は「所得税法で認定した所得に対して課税する」のが原則となっているため、年金で受け取った保険金が所得税の課税対象外となれば、住民税も課税対象外となります。

また、住民税額が変更になると、国民健康保険料や介護保険料、介護サービス利用料など広範囲に影響が及びます。

還付の対象や手続きなどに関する今後の具体的な情報に注意が必要です。

◆保険加入時には課税面まで確認を

今回の裁判で争われた年金払い特約については、当初から相続税・所得税の二重課税はわかっていたことであり、保険料が安い分、二重課税を受けてもデメリットにならない人に販売をしていたわけですので、佐藤としては少し意外でもありました。

ただ、そのことを知らずに保険契約を行っていたのであれば、二重課税と文句も言いたくなるわけで、やはり加入に当たっては課税関係の確認も行っておくことが望まれるといえましょう。法人契約においても税務処理の確認は必須です。内容のわからない保険契約がありましたら、生保・損保いずれでもお気軽にご相談ください。